

原議保存期間	10年(令和14年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年9月30日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第9号、丙交企発第49号
丙交指発第3号、丙運発第3号
令和3年4月21日
警察庁交通局長

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた交通総量抑制対策の推進について(通達)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)の開催がおよそ3か月後に迫っているが、警察の責務は、大会に関し、警備・交通対策等を通じてその円滑な運営に資するところにある。

特に、交通対策に当たっては、円滑な大会輸送と経済活動、市民生活の共存を図ることが重要であり、そのためには、交通総量抑制や交通規制を含む交通マネジメントを推進することが不可欠である。

この点、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、首都高速道路や東京都内一般道路の交通量は、昨年後半には概ね例年並みの水準まで回復する傾向にあったことや、昨年9月の4連休には関東圏の高速道路の上下線で激しい渋滞が発生していたこと等を鑑みると、大会期間中は、引き続き、東京圏を始め、競技会場周辺では厳しい交通状況となる可能性が否定できないところである。交通総量抑制が十分でない中で交通規制を実施することとなれば、それにより交通渋滞が悪化し、経済活動や市民生活のみならず、円滑な大会輸送にも支障が生じる可能性がある。

従来、交通総量抑制対策は、東京都や関係自治体、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)等が中心となり実施してきたところであるが、こうした支障を防ぎ、必要な交通規制を円滑に実施するため、警察としても、関係機関等と連携しながら、その総力を挙げて交通総量抑制に取り組む必要がある。ついては、今後、下記により、その推進を図ることとしたので、遺漏なきよう取り組まれない。

記

1 東京圏を含む都県における対策

警視庁、埼玉、千葉、神奈川、茨城の各警察にあつては、東京圏(首都圏中央連絡自動車道の内側区域をいう。以下同じ。)やそれ以外の区域の競技会場周辺における交通総量抑制を図るため、以下の対策を推進すること。

(1) 東京圏における実施目標

東京圏における交通総量抑制については、引き続き、一般交通では、都心部(重点取組地区(※))について大会前の交通量の30%減、その他の区域について大

会前の交通量の10%減とするとともに、首都高速道路では、交通量を最大30%減とすることを目標としている。

※ 「競技会場が集中」、「道路・鉄道の混雑箇所を通過する交通が多い」16地区（新宿、渋谷、品川等）をいう。

(2) 企業に対する対策

ア 東京都等の取組に対する協力

東京都や関係自治体から交通規制に関する問合せや相談があった場合、交通規制に関する情報を提供し、必要な助言を行うこと。また、経済団体、運輸団体等に対する東京都等の働き掛けに際し、必要に応じて同行するなど、所要の協力を行うこと。

イ 安全運転管理者等に対する講習等の機会を活用した広報

安全運転管理者等に対する講習や警察署等が主催する各種協議会、企業向け説明会等の機会を捉えて、東京都等による講演や関係資料の配布を行うなど、交通総量抑制の必要性や想定される交通規制等について広報を行うこと。

ウ 関係団体への協力要請等

安全運転管理者協議会、交通安全協会、自動車教習所協会等関係団体等に対し、交通対策実施期間中における自動車利用の自粛、運行日時・ルート調整等について協力を要請し、国民各層に交通総量抑制に関する具体的な取組の実施を働き掛けること。

また、東京都や組織委員会等の対策の実施状況に配慮しつつ、必要に応じ、交通対策実施期間中における路上に係る工事の抑制について、関係機関等に働き掛けを行うこと。

(3) 一般市民に対する対策

ア 運転免許試験場や警察署を通じた広報

運転免許試験場や警察署におけるチラシの配布等を通じて、円滑な大会輸送や交通渋滞等による経済活動、市民生活への支障を避けるためには、一人一人の自動車利用の自粛等の取組が不可欠であることを周知すること。

イ 各種機会を活用した広報

東京都や組織委員会等による対策の実施時期にも配慮しつつ、交通安全教育を始めとした各種の機会や交通情報提供装置、横断幕、立て看板、電車広告、ウェブサイト、SNS、広報動画等の手段を活用するなどして、交通総量抑制に関する広報を強化すること。なお、道路管理者に道路情報提供装置による広報を依頼することも考慮すること。

また、おおむね大会開催1か月前（直前期）には、あらゆる手段を活用して、質・量共に充実した広報を行い、交通対策実施期間中における交通総量抑制に対する協力を働き掛けること。

2 1以外の競技会場等を有する道県における対策

北海道、宮城、福島、静岡、山梨の各警察にあつては、上記1に準じて、それぞれ

れの区域内の競技会場周辺における交通総量抑制に関する対策を推進すること。

また、それぞれの道県の実情に応じ、東京圏や他の競技会場周辺における交通総量を抑制するため、上記1に準じて、東京圏等において車を利用しようとする長距離運送事業者や一般市民等に対し、協力を働き掛けること。

3 その他の府県における対策

各府県の実情に応じ、東京圏や各競技会場周辺における交通総量を抑制するため、上記1に準じて、東京圏等において車を利用しようとする長距離運送事業者や一般市民等に対し、協力を働き掛けること。

4 その他

(1) 交通総量抑制に関する取組の報告

1及び2に該当する各都道府県警察にあつては、大会に向けた交通総量抑制に関する取組について、適宜、警察庁まで報告すること。

(2) 東京都や組織委員会等との連携

交通総量抑制については、東京都や関係自治体、組織委員会がそれぞれ取り組んでいるが、その効果的推進を図るため、競技会場を有する都道府県警察にあつては、例えば、共同してチラシを作成・配布するなど、こうした団体等と緊密に連携すること。

(3) 都道府県警察間の連携

交通総量抑制対策を効果的に実施するためには、一の都道府県警察の区域を超えた取組が必要となるところ、各都道府県警察にあつては、対策を実施するに当たり、競技会場ごとの対策の範囲を協議するなど、競技会場を有する都道府県警察を中心に緊密に連携すること。

(4) 交通規制情報の丁寧かつ充実した発信

企業から大会本番時の詳細な交通規制情報を求める声が挙がるなど、具体的な交通規制の在り方に対する国民の関心は高いことから、企業や一般市民に適切な交通行動を講じてもらうため、交通規制情報の丁寧かつ充実した発信に努めること。

(5) 物流企業に対する働き掛けに係る留意事項

物流企業に交通総量抑制の協力を求めるに当たっては、当該企業に対するもののみならず、荷主等に対する協力の働き掛けが不可欠であることに留意し、荷物の輸送や商品の配送の回数・時間帯の見直しを要請するなど、このような観点も踏まえた広報等を実施すること。